

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標1 結婚・妊娠・出産・子育て期にわたる子育て支援の充実

#### 1 結婚への意識醸成と出会いの場の創出

##### 〔事業実施のポイント〕

- 若者や適齢世代が、結婚への意識を見つめ直す機会の提供や機運が高まるよう啓発を行います。
- 結婚への意欲・希望をかなえられるよう地域全体で応援する意識の醸成を図ります。
- 成婚につながる機会創出のため、とちぎ結婚支援センター<sup>(※1)</sup>やとちぎ未来クラブ<sup>(※2)</sup>等と情報共有に向けての体制構築に取り組む他、地域団体との連携や民間活力との協働をもって結婚希望者をつなぐ体制を構築します。
- 市の結婚相談所の機能や役割等のあり方を見直すことで、結婚を望む方により良い支援を提供できる体制を整えます。

##### ※1 とちぎ結婚支援センター

…栃木県が設置する、結婚を誠実に希望する独身男女のポジティブな婚活につながるよう、新たな出会いの機会を提供する組織

##### ※2 とちぎ未来クラブ

…県民総ぐるみで、結婚・子育てを支援して安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する組織

##### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
若者交流事業	婚活イベントを開催し、出会いの機会を創出する事業	こども課
市結婚相談所	結婚相談員で構成する結婚を望む方の相談窓口	こども課
結婚活動登録制度	とちぎ結婚相談支援センターやとちぎ未来クラブで実施する事業等の情報提供を行う事業	こども課

## 2 妊活・妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

### 〔事業実施のポイント〕

- 不妊治療への啓発、不妊治療費助成制度の充実に向けた取組を推進します。
- 妊娠中の不安解消のため、市民が気兼ねなく相談ができる体制を整備するとともに、市の子育て世代包括支援センターの周知・利用啓発に努めます。
- すべての子が健やかに成長できるよう、健康診査や保健指導等の充実を図ります。

### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
不妊治療費助成	保険適用外の不妊治療を受けた夫婦に治療費の一部を助成する事業	こども課
妊産婦一般健康診査受診票の交付	産前・産後の健康診査受診券を交付して、受診費用の一部を助成する事業	こども課
妊産婦医療費助成	母子健康手帳の交付を受けた者が健康保険適用の診療等を受けた場合に、医療費の一部を助成する事業	こども課
妊婦・産婦ママサロン	妊産婦の情報交換・交流機会を提供するなど、安心して出産を迎えるため・産後リフレッシュしてもらうためにサロンを実施する事業	こども課
南那須地区マタニティ・サポート119	出産予定日や母体の状況等を事前に登録された妊婦の希望により、救急搬送が必要な場合に、119番通報で迅速な対応を行うための事業	南那須地区広域行政事務組合
産後ケア事業	出産後、母子の生活リズムと心身の安定を図るため、産科医療機関で育児相談・指導等を提供する事業	こども課
養育医療費助成	生まれてすぐの子どもが、高度な医療を受けた場合の医療費を一部助成する事業	こども課
新生児聴覚検査費助成事業	先天性聴覚障がい早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費用を一部助成する事業	こども課
乳児全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	子どもが生まれた家庭に保健師等が訪問し、発育・発達の相談や予防接種・乳幼児健診等の説明を行う事業	こども課
乳幼児健診・相談	子どもの月齢に合わせて発育の健康診査や発達相談を実施する事業	こども課
予防接種費用助成	子どもが受ける予防接種費用を一部助成する事業	こども課
離乳食相談・幼児食生活相談・食育教室	子どもの月齢に合った食事相談の実施や食育に関する教室等を開催する事業	こども課
歯科指導事業	子どもの虫歯予防のため、相談や指導を実施する事業（よくかめるかな教室・学校歯科指導）	こども課
小児生活習慣病予防事業	生活習慣病を予防するための意識付けを目的に、子どもとその家族への改善指導・相談を実施する事業	こども課
思春期ふれあい体験事業	小中学生を対象に、父性・母性意識を育み、命の尊さについて考える機会を創出する事業	こども課

### 3 地域における子育て支援策の充実

#### 〔事業実施のポイント〕

- ◎ 地域全体が協力して子育てしやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活発化を促し、すべての家庭が安心して子育てできる相互支援の意識を醸成します。
- ◎ 子どもやその保護者が、各手当や医療費助成等のサービスを、公平に簡便に受けることができる窓口体制を整えます。
- ◎ 実施する事業等を広く市民に周知できるよう、かつ、より多くの参加者が集まるよう積極的な啓発活動を行います。
- ◎ 子どもとその保護者が立ち寄りやすい・利用しやすい公共施設となるように機能の改善に取り組みます。

#### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
子育て応援ブック発行	本市の子育て支援サービス一覧を冊子にして配付する事業	こども課
こども医療費助成	中学生修了前の子どもが健康保険適用の診療等を受けた場合に、医療費の一部を助成する事業	こども課
児童手当給付	15歳となる年度末までの子どもを養育する保護者に、子どもの健やかな成長のために給付する事業	こども課
こども館移動出前サロン	子育て支援員が地域に出張し、親子交流をお手伝いする事業	こども課
こども館親子ふれあい活動事業	こども館で開催する親子交流の機会を作るためのイベント実施事業	こども課
子育て支援センターきらきら	親子が自由に遊び、交流し、子育てについて学び合える場所を提供する事業	こども課
若鮎クラブ	子ども体験教室として、自然との触れ合いや文化交流を体験する事業	生涯学習課
図書館活動事業	子どもの読書への興味関心を育て、読書の楽しさを伝えるためにイベント等を開催する事業	生涯学習課
読み聞かせボランティア養成講座	図書館で読み聞かせボランティアのスキルアップや新たな人材の育成を図る事業	生涯学習課
地域スポーツ体験教室	様々なスポーツを体験する機会を創出するため、種目ごとに教室を開催する事業	生涯学習課
デマンド交通	乗り合いで、希望の場所から目的地まで移動できる市内を運行する公共交通サービス	まちづくり課
赤ちゃんの駅設置事業	子育て中の家庭が、市の公共施設を気軽に利用できるよう「授乳室」や「児童用トイレ」を設置する事業	こども課

## 基本目標 2 幼児教育・保育の充実

### 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な支援

#### 〔事業実施のポイント〕

- 保育士の確保に向けて対策を講じるとともに、保育の質向上のために保育士等の人材育成に努めます。
- 教育・保育施設への支援及び指導の継続に合わせて、施設間の連携強化を図ります。

#### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
潜在保育士等就労準備金交付事業	保育士や幼稚園教諭の資格を持ちながら、1年以上保育等の仕事から離れている方の就職を支援するため就労準備金を助成する事業	こども課
特定教育保育施設・認可外保育施設等指導監査	教育・保育施設が適正に運営されているか指導監査を実施する事業	こども課
幼稚園・認可保育所・認定こども園と小学校との連携事業	子どもの発達過程や健康状態等を、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園とが共に子どもの発達を長期的視点で共有できるよう実施する事業	学校教育課
子育て支援員研修	保育や子育て支援分野の事業所等に従事するために必要な知識・技能等を修得し、「子育て支援員」の認定を受けるための研修費を支援する事業	こども課

### 2 乳幼児から就学児まで安心して預けられる環境整備

#### 〔事業実施のポイント〕

- 保護者の就労形態が多様化していく中で、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様なニーズに応じることができる体制の整備を行います。
- 学童保育の受入態勢の拡充と、利用者の満足度向上に努めます。
- 保育施設利用における医療的ケア児の受入体制構築に向けて検討します。

#### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
保育相談	保育園入所や在園中の相談に随時応じる取組	こども課

事業名	事業概要	主管課
幼児教育・保育の無償化制度	教育・保育施設を利用する3歳児からの子どもが、安心して質の高い幼児教育を受けるため、利用料の無償化により利用者負担の軽減を目的に実施する制度	こども課
第3子以降保育料等免除制度	第3子以降の子どもが、教育・保育施設を利用する場合に、保育料等を免除する制度	こども課
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業	こども課
医療的ケア児支援体制整備事業	医療的ケアを必要とする子どもが、教育・保育等の様々な機会に適切な支援を受けられるよう、保育・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、支援体制を整備するため協議・検討する事業	こども課
病児・病後児保育事業	子どもが急病にかかった場合、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育する事業	こども課
ファミリー・サポート・センター	子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	こども課
放課後児童クラブ	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業	こども課

### 3 仕事と家庭の両立に向けた意識の啓発

#### 〔事業実施のポイント〕

- 子育て家庭の就労への意欲や希望をかなえるため、相談体制の充実を図ります。
- 市民がサービスを利用しやすいような工夫・負担軽減の取組を推進します。

#### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
行政窓口サービスの情報化推進	マイナンバー制度の開始に伴い、行政機関に出向くことなく各種手続きが出来るようにすることで働く家庭の負担軽減を図る事業	総合政策課
相談員の設置	母子父子自立支援員を配置し、家庭の経済的自立を支援するため、相談先の専門機関等につなぐ取組	こども課
男女共同参画計画推進・啓発事業	女性が活躍できる地域づくりのため、男女が共に家庭や子育てに責任を担い、お互いを思いやる意識の醸成を目的に実施する事業及び啓発活動	生涯学習課
男女共同参画講座受講費補助制度	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団等の主催講座に参加された方に、受講費用を補助する事業	生涯学習課

## 基本目標3 きめ細やかな子育て支援サービスの充実

### 1 子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策の推進

#### 〔事業実施のポイント〕

- 国の定める「子どもの貧困対策に関する大綱」において、支援が届いていない又は届きにくい子どもとその保護者に配慮して施策を推進することが盛り込まれ、本市においても、妊娠期の子どもが生まれる前から子どもの社会的自立まで、困難を抱える家庭に目を向け、切れ目のない支援の手を差し伸べられるよう早期発見に努めます。
- 貧困の状態にある子どもとその家庭が、社会的に孤立することがないように、関係機関や支援団体が連携し、相談・支援の充実を図ります。
- 経済的に困窮する家庭が安定的な生活基盤を築くことに資するため、保護者の就労に向けた求職活動等を支援します。合わせて、安心して仕事を継続できるよう、保育等の環境整備を図ります。
- 教育・保育に必要な教材や日常生活での必需品等のリサイクル事業実施に向けて検討します。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減 及び 生活応援を目的として、住宅支援策を実施し、安心して暮らせるまちづくりへの取組を推進します。

#### 子供の貧困対策に関する大綱

平成26年8月に策定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困に関する指標」及び「指標の改善に向けた重点施策」が示されました。

この大綱では、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく貧困が世代を超えて連鎖することがない社会の実現を目的として、「子どもの成育環境」や「保育・教育条件」に必要な整備・改善・充実を図るために定められたものです。

#### 市町村における「子どもの貧困対策」

「子どもの貧困対策推進法」により、市町村が「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して、市町村計画を定めるよう努めるものとなりました。

本市では、貧困の状態にある子どもの把握に努め、すべての子どもが健やかに育成される環境を整えるため、関係機関及び地域のネットワークの協力を得ながら、関連施策等の推進に努めます。

なお、本市の貧困対策計画に係る内容は、市計画に内包するものといたします。



〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保護者と子どもが、健康保険適用の診療等を受けた場合に、医療費を一部助成する事業	こども課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活安定や自立促進のため、18歳の年度末までの子どもを養育する保護者に給付する事業	こども課
放課後児童クラブ事業利用料減免制度	放課後児童クラブの利用に当たり、生活保護法の適用を受ける家庭やひとり親家庭の利用料を減免する制度	こども課
ひとり親家庭就労相談・支援	母子父子自立支援員を配置して、就労や養育費等の生活全般に関する相談を受けたり、情報を提供したりと、自立支援に向けて支援する事業 (再掲)	こども課
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が就労に有利な資格を取得するために養成学校や各種講座等を修学した際に、給付金を支給する事業	こども課
なのはなりサイクル	寄付を受けた子育て用品を、必要とする家庭や希望者に配布する事業	こども課
支援団体との連携事業	オピニオンリーダー、親子学習プログラム、子育てサポーターリーダー、子育てサークル、子育てボランティアなど支援団体等と連携する事業	こども課
就学援助制度	小中学校に通う上で、経済的に困難を抱える家庭に対して、学用品費や給食費等を援助する事業	学校教育課
奨学金給付・貸付制度	高校や大学等に進学・在学するにあたり、経済的理由で修学困難な家庭の子どもに奨学金を給付する制度	学校教育課
	母子父子自立支援員を配置して、栃木県や日本学生支援機構等が行う貸付に関する相談・手続きの支援を行う取組	こども課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮家庭が生活保護を受けることなく、早い段階で自立した生活を送れるよう、支援員が相談を受け、様々な問題に対応して支援をつなげる事業	健康福祉課
子育て世帯応援・IJU促進住宅取得奨励金	若者・子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、市外からの移住による人口増加及び市民の定着を図るため、市内に住宅を取得した子育て世帯や転入者に対して奨励金を交付する事業	まちづくり課
転入若者夫婦世帯家賃応援補助金	市内の民間賃貸住宅等に転入した若者夫婦世帯の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活応援のため、家賃を一部補助する事業	まちづくり課
フードバンク提供事業	本市のボランティア団体を中心に、生活困窮を理由に食べ物に困っている家庭に対して、無償で支援を提供する活動	ボランティア団体

## 2 支援を必要とする児童や障がいを抱える児童とその保護者の支援

### 〔事業実施のポイント〕

- ◎ 健康診査や児童発達相談を通して、支援を必要とする子どもの早期発見に努め、適切な治療・療育等を提供します。
- ◎ 子どもとその家庭にとって、必要な支援が迅速に提供できるよう関係機関等の連携強化に努めます。

### 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
育成医療費助成	身体に障がいがあり、疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる子どもで、治療効果が期待できる者に対し、指定医療機関で受ける医療費を一部助成する事業	こども課
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	身体障がい・知的障がい・精神疾患等を有する子どもに手帳を交付する事業	健康福祉課
精神通院医療費助成	精神障がい者の通院治療を促進するため、医療費を一部助成する事業	健康福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障がいを有する20歳未満の子どもを養育する保護者に給付する事業	健康福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有し、常時介護を必要とする20歳未満の子どもに給付する事業	健康福祉課
日常生活用具給付	在宅の重度心身障がい者に対して、日常生活の便宜を図るために生活用具の給付を行う事業	健康福祉課
補装具費支給	身体障害者手帳を有する者に、身体の不自由な部分を助け生活しやすくするために、補装具の購入・修理費用を一部助成する事業	健康福祉課
児童発達支援事業所との連携事業	発達の遅れが心配な子どもや障がいがある子どもが支援事業所を利用することで、生活能力向上のため支援する事業（こども発達支援センター・放課後等デイサービス）	健康福祉課
すこやか教育相談	子どもが健やかに成長することを手助けするため、保護者から子育て・学校・勉強・人間関係等の生活全般にわたる幅広い相談を受ける事業	学校教育課
適応指導教室 レインボーハウス	子どもが様々な理由で学校に行けない場合、適応指導教室を利用することで、集団生活に適応する能力育成や自立を目指す援助・指導を行う事業	学校教育課
特別指導教育 就学奨励費	特別支援学級へ就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得に応じて学用品費や学校給食費等を一部助成する事業	学校教育課



### 3 児童虐待防止対策の充実

#### 〔事業実施のポイント〕

- 子どもとその保護者からの様々な相談や児童虐待・DV相談に対応するため、専門職として相談員を配置することで、相談につながりやすい環境づくりに努め、支援体制の充実を図ります。
- 教育・保育機関、医療機関、警察、児童相談所等で構成する要保護児童対策地域協議会において、支援を要する子どもとその家庭への支援策の協議や関係機関が相互に情報を共有することで、虐待の早期対応や早期発見に努めます。また、関係機関の連携を密にすることで、虐待の早期発見につながるよう体制強化を図ります。
- 妊婦や子どもとその保護者からの様々な相談に迅速に対応するため、また、要保護児童への切れ目のない支援を提供するため、「子ども家庭総合支援拠点」の整備を推進します。
- 職員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加するなど研鑽に努めます。

#### ■ 家庭児童相談の受付状況

本市の児童虐待を含む児童相談は、年々増加傾向にあり、その内容も複雑化・深刻化しています。下表は、直近の相談件数を表にしたものです。

(単位：件)

	養護	保健	障がい	非行	育成	その他	計
平成28年度	38 (15)	0	0	0	0	0	38
平成29年度	44 (15)	0	0	0	0	0	44
平成30年度	58 (37)	0	0	0	4	0	62

※ ( ) は、虐待の内数

資料：こども課

#### 児童虐待が起こる背景

児童虐待には、子育て世帯の核家族化や近所付き合いの希薄化、適切な相談先がないなどによる“保護者の孤立化”により、子育ての負担や不安を抱え込み、そこに保護者自身の日常生活上の悩みが複雑に絡み合うことで、虐待として弱い子どもへと向けられる背景があるとみられています。

児童虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、地域全体で子どもを見守り支える意識を醸成する他、保護者同士が相談・交流できる場を提供し充実を図ることが、解決策の一つとなります。

## 〔事業実施〕

事業名	事業概要	主管課
相談員の設置	家庭相談員・婦人相談員を配置し、子どもの養育相談や虐待防止等を支援する体制整備	こども課
訪問支援等の充実	乳幼児健診の未受診者や未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭の訪問等により、子どもの安全確認を行う他、児童虐待の早期発見や虐待防止啓発を図るための取組	こども課
養育支援訪問事業	育児に対する不安・ストレスを抱える家庭を早期に発見し、要支援児童など支援が必要と認められる保護者の家庭を訪問し、育児相談や支援を行う事業	こども課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等へ適切な支援を行うことを目的に、行政・教育・保健・医療・警察等の関係機関で構成する組織で、情報交換と共有を図り、ケースに応じた支援策の協議を行う法定協議会	こども課
虐待防止啓発活動	「体罰によらない子育ての推進」や「児童虐待・DV防止」などの理解を深め、予防や早期発見につなげるため、市内の教育・保育機関を通じて相談案内・虐待防止リーフレットを配布する取組	こども課
子ども家庭総合支援拠点の整備	妊婦や子どもとその保護者からの相談に対して、関係機関との連携をもって、切れ目のなく支援する体制及び機能を有する組織	こども課

